

議案第十四号

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十二年二月十二日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成十九年杉並区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第三項中「除く」の下に「。以下「割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間」という」を加え、同条第四項中「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同条に次の一項を加える。

5 正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第五条及び第六条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるものを除く。以下この項において同じ。）の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間との合計が一箇月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第二十四条に規定する勤務一時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

一 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 百分の百五十（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）

二 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 百分の五十
第二十四条中「及び第三項」を「、第三項及び第五項」に、「八時間」を「同項に規定する勤務時間を五で除した得た時間」に改める。

第三十三条第二項中「一万六千三十円」を「一万千七百円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

（提案理由）

労働基準法の一部が改正されたことに伴い、学校教育職員の月六十時間を超える超過勤務に係る超過勤務手当の支給割合を改定する等の必要がある。

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

資料

新 条 例	旧 条 例
<p>(超過勤務手当) 第二十二條 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第一項の規定に定めるもののほか、勤務時間条例第三条の規定によりあらかじめ定められた一週間の正規の勤務時間を超えて勤務時間条例第五条の規定により週休日とされた日に勤務時間条例第六条の規定により正規の勤務時間を割り振られた職員には、当該正規の勤務時間に相当する時間(人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める時間を除く。以下「割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間」という。)について、一時間につき、第二十四条に規定する勤務一時間当たりの</p>	<p>(超過勤務手当) 第二十二條 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第一項の規定に定めるもののほか、勤務時間条例第三条の規定によりあらかじめ定められた一週間の正規の勤務時間を超えて勤務時間条例第五条の規定により週休日とされた日に勤務時間条例第六条の規定により正規の勤務時間を割り振られた職員には、当該正規の勤務時間に相当する時間(人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める時間を除く。以下「割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間」という。)について、一時間につき、第二十四条に規定する勤務一時間当たりの</p>

給与額に百分の二十五から百分の五十までの範囲内で人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4 育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間を割り振られた日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務に対する第一項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内の割合」とあるのは、「百分の百」とする。

5 | 正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第五条及び第六条の規定に基づく

給与額に百分の二十五から百分の五十までの範囲内で人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4 育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間を割り振られた日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が八時間 に達するまでの間の勤務に対する第一項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内の割合」とあるのは、「百分の百」とする。

週休日における勤務のうち人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるものを除く。以下この項において同じ。）の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間との合計が一箇月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第二十四条に規定する勤務一時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

一 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 百分の百五十（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）

二 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 百分の五十

（勤務一時間当たりの給与額の算出）

（勤務一時間当たりの給与額の算出）

第二十四条 第二十一条第一項、第二十二條

第一項、第三項及び第五項並びに前条に規定する勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額及び人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める手当の月額の合計額に十を乗じ、その額を勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたものから同項に規定する勤務時間を五で除して得た時間に人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額（次の各号に掲げる者にあつては、その額に当該各号に定める数を乗じて得た額）とする。

一 及び二 略

（義務教育等教員特別手当）

第三十三条 略

2 義務教育等教員特別手当の月額は、一万千七百円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用職員にあつては、職務の

第二十四条 第二十一条第一項、第二十二條

第一項及び第三項 並びに前条に規定する勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額及び人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める手当の月額の合計額に十を乗じ、その額を勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたものから八時間

に人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額（次の各号に掲げる者にあつては、その額に当該各号に定める数を乗じて得た額）とする。

一 及び二 略

（義務教育等教員特別手当）

第三十三条 略

2 義務教育等教員特別手当の月額は、一万六千三十円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用職員にあつては、職務の

3
略

級)の別に応じて、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

3
略

級)の別に応じて、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。